

## ◇ エンジェル税制に繰戻し還付制度

**Q** : エンジェル税制に繰戻し還付制度が創設されたそうですが、どのような内容ですか？

**A** : 次のような制度です。

### 【解説】

エンジェル税制とは、スタートアップに対する投資の促進を図る観点から、特定中小会社、特定株式会社および特定新規中小会社(特定中小会社等)への投資を行った個人投資家について講じられた税制上の特例措置です。

令和7年の税制改正では、このエンジェル税制が拡充され、個人投資家が株式譲渡発生年の翌年に特定株式を取得した場合には、株式譲渡発生年に遡って所得税の還付請求ができるという繰戻し還付制度が創設されました。

具体的には、令和8年1月1日以後に控除対象特定株式を払い込みによって取得した居住者等が、その年に生じた特定株式控除未済額がある場合には、所轄税務署長に対し、その年の前年分の所得税額のうちその特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付を請求することができるというものです。

これにより、改正後は、株式譲渡発生年の翌年末までに再投資を行えば、株式譲渡発生年に遡って所得税の還付請求をすることができることとなります。

